

## 支障除去等に関する基金のあり方懇談会（第11回）議事要旨

### [議事次第]

1. 日 時 平成23年10月12日(水) 10:02～11:53

2. 場 所 経済産業省別館8階 825会議室

3. 出席者 (出席委員)

浅野委員(座長)、岩間委員、大塚委員、木本委員、  
小室委員(代理:小野氏)、高橋委員(代理:伊澤氏)、  
仁井委員、古市委員、弓手委員  
(欠席委員)

植田委員、北村委員、木村委員、富田委員、名古屋委員  
(環境省出席者)

廣木産業廃棄物課長、吉田適正処理・不法投棄対策室長他

### 4. 議 題

- (1) 支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて
- (2) その他

### 5. 配付資料

資料1： 委員名簿

資料2： 第10回議事要旨

資料3： 「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキーム  
について」(案)

参考資料：これまでの懇談会(第5回～第10回)の議事要旨関連部分のカテゴリ  
一別整理

### 6. 議 事 懇談会は公開で行われた。

### 7. 議事要旨

(1) 議題「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」

資料3「支障等のある残存事案等に対する今後の財政的な支援のスキームについて」

(案)に基づき、これまでの議論を踏まえ不法投棄等の現状とこれまでの取組や支援の必要性についてまとめた内容を説明するとともに、新たなスキームとして考えられる方式の案について説明した。

(3) これに対して、各委員から、次のような意見等が提出された。

- 不法投棄は無くならないと認識している。支援が必要という結論に至るまでをまとめるべきであろう。
- 支援の目的を明確にするとともに、支援を支える側の基本的な考え方や論理をも整理すべきはないか。
- 廃棄物処理法改正当時の平成9年との違いや今後の支援規模についても書いてほしい。
- 不法投棄件数が減少した理由について整理すべきではないか。民間でも積極的に不法投棄等に取り組んでいるところであり、民間の取組の部分についても、具体例を交えて記載してほしい。また、マニフェストの効果もあるのではないか。
- 被害者である自治体がすべて自己で負担しなければならないというのはおかしい。事前協議されている場合、出した側も受けた側も応分の負担をすべきである。行政が負担する場合の原資は税金であり、したがって、税金から払うのか業界から払うのかという負担のあり方の話が大きいのではないか。
- 基金の存在が本来あるべき迅速な対応に貢献しているとは認識していない。
- 平成9年以降、民間では産業廃棄物に関して取り組んでおり、従前の負担割合を変更する理由はないとは言い切れないのではないか。
- 都道府県等の負担割合を増大させる場合には説明責任がある。
- 全体的に不法投棄量が減ることについては、基金の総額に反映されるのではないのか。行政と産業界の割合を変えるような状況が発生しているとは考えにくい。
- 平成9年の原状回復制度研究会の報告書の中で、個々の事業者から一定の基準に基づき厳密に費用を徴収する場合には徴収に係る事務コストが膨大になる等徴収の効率性や実効性の面で問題があるとされたことについては、徴収コストをあまり高くしないという点に気をつけたらよいのではないか。また、不法投棄のように故意の不法行為によりもたらされた結果に対して全く関係のない適正処理を行っている事業者にまで負担を強制する十分な理由に乏しく関係者の理解が得られにくいとされたことについては、健康被害発生の可能性とは別に受益を受けているというところに着目し強制的に徴収しているような制度もあることから、現在の問題状況や平成9年以降種々の法律の制定状況も踏まえて検討する必要があるのではないか。
- 「産業界、行政がそれぞれ同程度に未然防止等に取り組んできていることから」とあるが、同程度ということになると、程度が同じということなので、これは量的な話になる。程度が同じということを立証できるのであればいいが、産業界の取組と行政の取組の両方を定量化して、それを比較して同程度だと立証するのは相当大変ではないか。同程度であるとい

う立証を示していただければそれをもとに議論してよいが、そうでないのであれば、同程度だということは書かないほうがいいと思う。もし立証できるのであれば、立証したものをしていただければ、それをもとに議論をしたいと思う。

- 産業界の負担割合についても、いろいろな変化があったことを捉えた上で、全体をどのような仕組でやるかについて具体に検討してほしい。
- 支障除去等の費用を国民が負担する理由付けも難しい。行政と産業界の負担のウエートについても整理すべきではないか。
- 行政対応についての評価が入ると、基金の有する機動性が失われメリットを生かせなくなるのではないかという心配はある。
- 新たな方式案についてまとめた表は、民間負担分の検討案としてはどうか。
- 量に応じて負担する方式は原因者負担というべき方式、マニフェスト方式は広い意味での受益者負担といえるのではないか。処理業者が加入する保険や共済のような考え方では残存事案に関する支援ということに限る問題ではなく、原因者負担や受益者負担とは別な考え方ではないか。
- マニフェスト方式が受益者負担になる理由としては、廃棄物処理システムを使うことによる広い意味での受益が考えられる。
- 負担する側からすると、ゆえなく、際限なく、期限なく負担を求められていると感じ、そのところに非常にいら立ちを持っている。支援を支える側にとって、支えることというものは必要なんだ、あるいは妥当なんだと。まさにその支援をする基本的な考え方、論理というものについて、整理していかないと、議論にならないと感じる。
- マニフェストの受益者はかなり幅広であるが、結果として不法投棄と結びついているという認識は持っていない。また、量に応じて負担する方式は、原因者負担の考え方とは異なるのではないか。
- 量に応じて負担する方式は、不法投棄の原因者による負担ではないが、この制度を作るとすれば原因者負担ということであり、ある意味今までの考え方の延長である。
- 強いて言えば、マニフェストの場合は1枚いくらということで薄く浅く負担し、量に応じて負担する方式の場合は基準とする量に応じて負担するということがあるのではないか。
- マニフェスト方式のデメリットとして自己処理量分の徴収が困難とされることに違和感があることが挙げられる。また、最終処分量に応じた方式で最終処分量が減少傾向にあることをデメリットとした場合、最終処分量が減ることが悪いことであると誤

解されるのではないか。

- 現行方式は、表の中では他の方式と区分して記載すべきではないか。
- 方式案については、課題と克服方法をまとめて整理した方がよいのではないか。
- 「支援の必要性」の後段部分は、誰がどういう形で負担するかという観点から、支援の対象、支援の仕組、費用の手当といった順番で構成してみてはどうか。

(3) 最後に、その他として、今後の予定について以下のとおり確認された。

- ・次回の第12回懇談会の日程については1月中に開催する。

以上